HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中国朝鮮族出稼ぎ労働者の性格と母村の変化 ： 韓国への移動を中心に［全文の要約］
Author(s)	李, 雪蓮
Description	この博士論文全文の閲覧方法については、以下のサイトをご参照ください。 https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(農学)
Dissertation Number	甲第13268号
Issue Date	2018-06-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/71215
Type	doctoral thesis
File Information	Li_Xuelian_summary.pdf



Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

【課程博士】

博 士 論 文 の 要 約

博士の専攻分野の名称： 博　士（農学）　　氏名　　李　　雪　　蓮

学 位 論 文 題 名

中国朝鮮族出稼ぎ労働者の性格と母村の変化
―韓国への移動を中心に―

1. 問題意識と課題

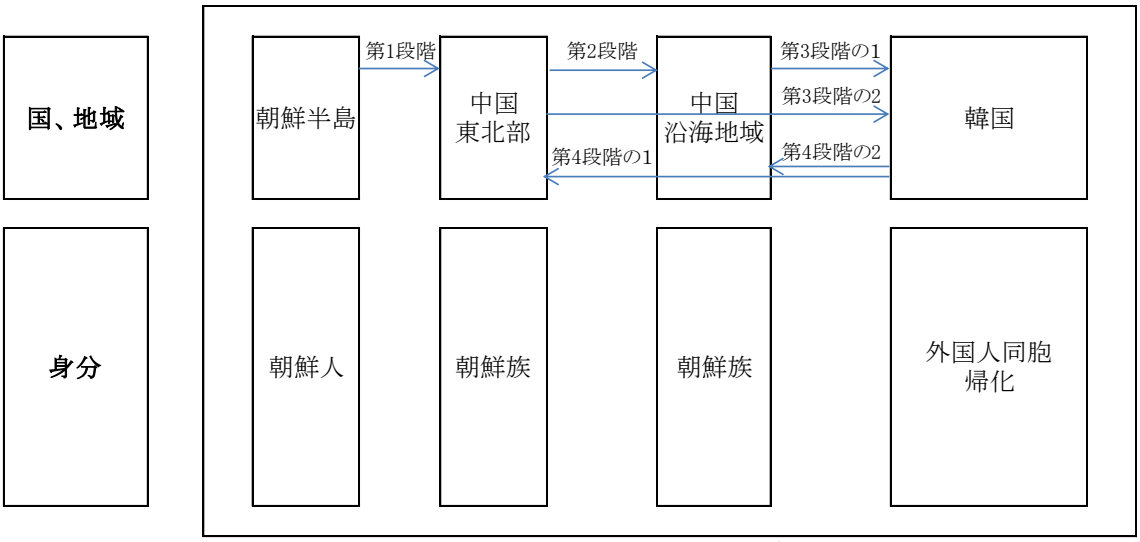
中国の朝鮮族は、朝鮮半島から一部の移民が東北部（旧満州地域）に移住したことによって形成された。第二次世界大戦の終結後、韓国と北朝鮮にはそれぞれ新政権が設立され、戦前やむを得ず満州に渡った移民のなかでおよそ 70 万人が朝鮮半島に引上げ、一方 100 万人余りが中国に残ることとなった。彼らは主に東北部の農村部に多く分布し、およそ 50 の朝鮮族自治郷（900 の朝鮮族村、注1）が設立され、朝鮮族として生活している。そして、稲作の発展に寄与しながら農村部の中核として活躍してきたのである。

中国では、1970 年代末から国内体制の改革および対外開放政策が行われており、農村地域の住民が経済発展が先行している沿海部や大都市の出稼ぎをする機会が増えている。

一方、高度経済成長に伴う労働力不足の問題に直面していた韓国政府は、朝鮮族に限らず低熟練の外国人労働者の受入を進めていた。それが 1991 年の「海外投資企業向け産業研修制度」と 1993 年の「300 人以下中小企業対象の産業研修制度」である。特に後者は研修生を対象としたものであるが、実質的には労働力不足への対応策であり、外国人研修生を 1 年間(1 年延長可能)雇用することが可能になった。その後、研修生の労働問題の解決のため、2000 年には「研修就業制」が打ち出され、研修 2 年目を迎えると従業員として 1 年間働くことが可能となった。この制度は、2002 年には研修 1 年から就業 2 年に変更され、外国人労働者が「研修生」ではなく「労働者」として働く体制に整備されるようになった。

低熟練労働者を受け入れる制度が本格的に整備された最初の制度が「雇用許可制」(2004 年施行)である。そして、その一環として打ち出された「訪問就業制」は中国及び旧ソ連地域の朝鮮族が韓国訪問できるための門戸開放制度となった。

2016 年時点で韓国に滞在する朝鮮族は 60 万人を超え、就業範囲は広くなり、個人事業主となった者など、その収入格差の幅が広くなっている。彼らは今後の韓国の労働市場、中国東北部の農村に多大な影響を与えることは間違いない。



図序- 1　朝鮮族の国家と地域間移動による身分変化

注:矢印は時系列の移動段階を示す。第 3 段階の移動は中国沿海地域から韓国に移動する場合(第3段階の1)と中国東北部から直接に韓国に向かう場合(第3段階の2)があり、同じ時期に両方向への移動を示している。第 4 段階も同じく両方向への移動を示し、韓国から中国東北部に行く場合(第4段階の1)と韓国から中国沿海地域(第4段階の2)に行く場合がある。

上述のような歴史的な移動とそれによる朝鮮族の身分の変遷を図序-1 に示した。中国政府の成立以前の移住者については、「朝鮮人」と取り扱われ、中国政府による承認後は、中国国籍の「朝鮮族」と看做された。また、今日では朝鮮族が韓国に出稼ぎに向かい、滞在時期および滞在資格によってさまざまな身分として滞在している。朝鮮族はおよそ 150 年にわたって国家や地域を超えた移動をし続けてきた。国から国(第 1 段階、第 4 段階)へ、農村から農村へ、農村から都市(第 2 段階、第 3 の 2 段階)へ、都市から都市(第 3 の 1 段階、第 4 段階)へと移動し続けているうちに、彼らの身分も変化し続けている。このような移民は「ディアスポラ」、「マージナル・マン」(注2)とも呼ばれている。

朝鮮族は韓国と中国の双方に血縁、地縁を持ちながら、今日においても両国家間で移動を続けている。こうした彼らのアイデンティティーに関して様々な議論が行われてきた。第1段階と第2段階では、中国に居住する朝鮮族の意識、第3段階では韓国に居住している中国出身の朝鮮族の意識に関する議論が続けられてきた。また、朝鮮族の中でもアイデンティティーに関する意識は個人差があるが、これまでの議論のなかからその特徴をまとめると、1つは境界人という位置づけである。彼らの祖先は朝鮮半島から中国への移民で、文化的にマージナルな地位であり、つまり中国で漢民族文化と接しながら朝鮮族として生活し続けてきた。また、韓国への出稼ぎにより地理的に中国と韓国の間の往復を繰り返すことになった。それで韓国に在住する朝鮮族は三つの文化に所属し、 1 つは中国の漢民族を中心とする中国文化、二つ目は祖先から引き継いた母国の朝鮮文化、三点目は政権設立後の新しい韓国の文化など3つの文化の中でマージナルな地位に置かれている。

以上を踏まえて、本論では朝鮮族に焦点を当て、1990 年代以降における中国朝鮮族の国内移動と韓国への移動の出稼ぎ像を示し、「朝鮮族」という「マージナル・マン」の移動を動態的に捉え、出稼ぎによる離農がその送出元である農村・農業に及ぼす影響を明らかにする。

研究手法として、文化人類学と農業経済学の方法を融合している。出稼ぎ労働者に関しては(3章)、文化人類学的アプローチを行い、出稼ぎ者の移住過程を詳細に把握し、その様相を描きだす。そして、彼らが手放した農地の移動状況(4 章)に関しては、農業経済学の視点からアプローチする。

日本、韓国と中国の学界では、さまざまな分野で朝鮮族研究が行われている。とりわけ韓国のそれが多岐にわたっている。ただし、これまでの朝鮮族の移動に関する研究は、アイデンティティーを解明するための歴史研究が多い。移動現象そのものについては、女性の移住と移住三代目の高学歴者の移動に注目しており、断片的であるうえに調査時期も限定的である。現段階の移住者の中国国内出稼ぎを含めた移動全過程の研究については皆無の状態である。

2. 分析視角と論文の構成

「人口移動」は人間の移動という運動現象である。それはまた、移動という運動と、移動を起こす動機・背景・移動の過程、移動の結果としての状況など諸指標間の循環あるいは円環的な複合関係でもある（重松[3]pp.265 参考）。朝鮮族は前述のように中国と韓国の間を移動し続いている。本論では、その移動の契機と背景となるプッシュー・プル要因、移動の過程、そしてその結果となるマージナル地位と母村への影響について考察する。

1)プッシュー・プル理論

今日では古典理論と看做されているラヴェンスタイン（Ravenstein）のプッシュープル理論は、労働市場理論と密接に結びついている（重松[3]pp.268）。ラヴェンスタイン[6]は 1871 年と 81 年の人口調査を利用して出生地人口を分析した結果、人口移動には幾多の法則、ことに移動量と移動距離の関係には一定の法則があることを発見した。さらに 1889 年にはイギリスを含む約 20 カ国の人口移動の事実を分析して論証した結果を発表した。要点は①人口移動の大部分は短距離移動である②急激に成長する都市の周辺の農村の住民はその都市に流入する③人口が分散する過程は人口が吸引される過程とは逆に進行し、パターンは同じものとなる④人口移動の主な流れは必ず反対流を伴う⑤長距離の移動者は一般に商工業の大中心に向かう⑥都市生まれの人は農村生まれの人よりも移動性は低い⑦女子は男子よりも移動性が高い。

移民の送出要因と受入要因から人の移動を説明するこの議論は、経済的な格差が人の移動を生み出す主要な要因であり、また移動は個人的な動因によるものであるとする。しかし、このようなプッシュープル理論の欠点は二単位間の相関性及び賃金一元論を強調しすぎる点にある。移動は単に労働力の需給、賃金格差によるものではなく、賃金以外の諸要素によっても生じる。例えば、地域の社会基盤、住み心地のよさ、居住地からの距離、移住先の文化的イメージ、政治状況、自然環境などがあげられる。そこでこれらの多様な経済的・非経済的変数を取り込んだ、修正的なプッシュープル理論を打ち出したのがリンド［1969］のモデルである（重松[3]pp.268）。

人口移動の要因は単一の理由ではなく、複合的な要因による場合が多い。ラヴェンスタイン[7]の研究のように経済的要因が挙げられるが、賃金だけでは説明しにくい部分が多くあげれる。非経済的要因として、生態的圧力、追放、強制移動、開拓移住、信仰の自由を求めた移動などなどがあげられる。朝鮮族の移動も、経済的格差以外にも様々な要因がある。朝鮮族の移動の出発地のプッシュと目的地のプルの力が複合的に稼働し、さらに他動的な要因だけではなく、移動の主体である朝鮮族自身の意思決定によって移動現象が発生する。

2)マージナル・マン理論

マージナル・マンの研究は歴史的には主としてヨーロッパとアメリカに開花した。ヨーロッパではユダヤ人問題が、アメリカでは異民族、異人種との接触がマージナル・マン論を展開させた土壌であった。

パーク(ジンメル[7]、パーク[9])はマージナル・マンを「二つの世界に住むが、どちらにも安住しない人」、「二つの文化、二つの世界に住むことを予定された人」、「二つの文化の周縁に生まれ、そこで生活することが彼の運命である人」、「二つの相異なる民族の文化と生活と伝統の中で、両者に緊密に関与しつつ生活している文化的雑種で、彼の過去と伝統との関係に立ち入ることが許されても自発的にそうしようとせず、自分の場所を見出さねばならない新しい社会に、人種的偏見のゆえに、全く受入られない人間」などと呼んでいる。例えば、白人と黒人との間に生まれたムラトーは両親の異なる文化、価値観、規範の間に同時に挟まれて生活しなければならない。このことから「人種的雑種」に独特なパースナリティー自我の分裂、不安定な行動、強い自己意識、激しい内面的緊張、客観性が生ずることを述べている。そして、このような「人間的雑種」に典型的に現れる独特のパースナリティの持ち主を、マージナル・マンとパークは呼んだ。すなわち、パークのマージナル・マンは「決して完全には浸透し合わず、融合もしない二つの文化と二つの社会のマージンに立つ人間」なのである。

ストーンクイスト[8]は、マージナル・マンは副文化的、または多文化的な状況において生ずるとした。そしてこのような状況を（1）文化的差異が人種的、生物的差異を伴う場合　（2）文化的差異のみの場合との2つに分けた。前者の場合として人種的雑種を上げ、後者の場合として故国の文化から離れ、新しい文化状況に未だ同化しきっていない移民を上げている。ストーンクイストのマージナル・マン論の特徴は、マージナル・マンの内的葛藤が状況とともに変化し、個人の経験も状況とともに変わるとみるライフサイクルの

観点からとらえようとするところにある。ライフサイクルは3つの段階に分かれる。第1段階は個人が2つの文化の中に導入された準備段階であり、この段階では個人はパーソナリティーの問題として認識していない。第2段階は危機のそれであり、個人が経験によって文化的葛藤を自覚する段階で、個人の生活はみだされ、「個人は二つの集団の態度を二つの集団に対しても、また自分自身に対してもとり、分裂したパーソナリティーとなる」。第3段階は状況に対する個人のより持続的な対応から成り立っている(倉橋[2])。本論ではこのような3段階の方向がどのような要因によって分かれていくのかを歴史を踏まえてプッシュープル理論で検証していきたい。

3)朝鮮族による意思決定

上述の移動契機に関連するプッシュープル理論と朝鮮族のアイデンティティーに係るマージナル・マン理論に基づき、本論では以下のような枠組みで分析を行う。

本論で考察する朝鮮族移動現象は、1990 年代以降の中国の東北部からの移動を対象とする。移動の推引力は経済的要因もあれば非経済的要因も含まれている。つまり、韓国に渡航するのは、①都市部での就業のチャンスが多い、②生活水準・文化水準の高さと利便性、③情報の速さと量の豊富さが原因としてあげられる(倉田[1])。

韓国への移動は、中国と韓国の間に国交樹立してから 26 年が経ち、朝鮮族出稼ぎ者の一部は韓国で定住し、大多数が中国と韓国を往復しながら、出稼ぎ行為を続けている。また、かつて朝鮮半島から「満州」へ移動した移民の第 3 世、4 世のジェネレーションに移り、1 世と 2 世のような「郷愁の念」が少ない中で、出稼ぎ主体による意思決定は従来より複雑な環境の中で行われる。1990 年代の出稼ぎが単なる金銭的な理由であるとすれば、近年の出稼ぎ及び定住は非経済的要因が絡み合ってくる。例えば、①就業のチャンス、②就学のチャンス、③生活・文化水準のチャンス、④環境・衛生面のチャンス、⑤情報の速さ、⑥家族の事情、⑦住宅の事情などの要因から、移動者本人の⑧学歴・職歴・技能と⑨コネクションに制約されながら出稼ぎ移動、韓国での定住、中国へのリターン、繰り返し移動(一時的なマイグレーション)などの意思決定が行われる。

4)論文の構成

本研究では、中国朝鮮族の出稼ぎとそれによる母村の変化を性格づけることを目的とする。事例は韓国へ向かった朝鮮族出稼ぎ者とその母村である東北部農村地域である。韓国への出稼ぎについては、2 つの親族集団 28 人と個別対象者 22 人を対象として扱う。朝鮮族出稼ぎ者 50 人を 1 年半にかけて数回インタビューし、その前史として朝鮮から中国東北への移動事例と中国での出稼ぎ、韓国での出稼ぎについて考察した。母村の研究については朝鮮族が出稼ぎにより流出した後の母村の農地移動と賃貸借関係を 2 つの調査地を選定し、調査した。出稼ぎ事例者が居住していた永豊村を手掛かりに分析したが、漢民族村に統合され、今後の方向が懸念される。それでもう一つの朝鮮族村も対象と調査した。

以上に基づいて課題に応えるため、本論の構成は以下のようである。

第 1 章では、朝鮮族の中国における分布と朝鮮人の移住事例を紹介したうえ、中国全体と朝鮮族の多くが住む吉林省の出稼ぎの概況を整理し、朝鮮族の出稼ぎの背景と事例を紹介する。

第2章では、韓国において外国人労働者の中でも圧倒的に多い朝鮮族の出稼ぎ労働者を中心に、その受入政策の背景とその内容を整理し、政策変化の要因を分析し、現在の到達点を示すこととする。

第3章では、朝鮮族の出稼ぎ行為を事例と取り上げ、外国人労働者に対する韓国側の政策の変化に対応した朝鮮族の韓国への移動、出稼ぎの実態を把握することを目的とする。

第4章では朝鮮族の離農跡地の賃貸借関係がどのように形成されているかを朝鮮族集落の形態に則して明らかにし、放出された農地を集積する借地農家はどのような性格を持っているのかを課題とする。

つまり、「移動」をキーワードとし、移動者の出稼ぎ像を描き、朝鮮族の移動はいかなる様子を呈し、どのような性格を持ち、それが朝鮮族村と周辺にどのような影響を及ぼすかを明らかにすることである。

以上を踏まえ、終章では各章を要約し、朝鮮族の越境移動に関する総合的考察を行う。

3. 各章要約

中国の改革開放から 30 年、中韓修好以来 25 年、朝鮮族は韓国ドリームを実現するため、様々な方法

で韓国を訪れてきた。2007 年からは訪問者数は急激に増加し 2016 年末には 60 万人を超えた。滞在方法は親戚訪問を経た不法滞在から外国人労働者、同胞までと、短期的就業不可から時限、準永久的滞在へと変わっている。

農村を主な生活の場としていた朝鮮族が韓国へ大量に出稼ぎに向かった結果、①朝鮮族の生活の場は韓国の都市部へと変わり②韓国の建設、製造、サービス業に多く従事し、韓国の国民生産の 2.4%を補い③残された中国の朝鮮族の村は空洞化さらには消滅しつつある。

本論では中国の朝鮮族に焦点を当て、彼らの出稼ぎがどのような影響をもたらしたかを解明することが目的であった。そのため、1990 年代以降における中国朝鮮族の国内移動と韓国への移動の政策的背景、および政策の中で朝鮮族の出稼ぎとそのライフ、就業はいかなる様相を呈しているか、また、それに伴い中国の農村がどのように変わっていくのか明らかにすることを目的とした。

第 1 章　朝鮮族の形成・分布と国内移動

上述の問題を解決するために、まず第 1 章では第 2 章以下の前提として、朝鮮族の現状とその形成過程段階における農村からの住民移動に関する考察を行った。第2章から第4章までの本論文の中心となる章のための前提として、主に3つの問題の整理を行った。第一に、朝鮮族が中国の少数民族として位置づけたれた経緯と現状の民族の地理的分布を整理した。また、本論が大きく依拠しているフィールドワークの対象者の2家族について、東北部への移住とその要因について明らかにし、朝鮮族形成に関する補足とした。第二に、主に人口センサスと農業センサスを利用した流動人口の分析を行ったが、対象は全国と朝鮮族が多数居住する吉林省とした。

朝鮮族の 9 割は東北三省の吉林省、黒竜江省、遼寧省に分布していたが、1990 年代から東北部の朝鮮族の流失が見られ、北京、山東、広東等経済発展地域を含むその他地域の割合が 9%にまで増加している。特に流失が激しいのは吉林省と黒竜江省でそれぞれ 5%、6%の減少となっている。朝鮮族総人口も 2010 年度に初めて減少に転じており、その原因は出生率の低下と海外流失などが要因と考えられる。

このような人口流失は中国全体の出稼ぎ環境と関連付けられる。2010 年の流出人口は 2 億 6 千万人にも上る。農村労働力においては 20 歳台と 30 歳台の出稼ぎ率が高い一方、50 歳台以上の高年齢層の在村率が比較的高く、50 歳台以上の高年齢層が農村部の中心産業である農業を支えていると考えられる。

吉林省においても、人口の増加はわずかであるが、非農業人口比率は 39%から 46%まで増加している。産業別従業員者数も、第一次産業はほぼ横ばいであるが、都市部に需要の多い第三次産業が増加しており、農村を離れ都市部へ移動する人口が多数に上ると推察される。

吉林省の出稼ぎ者は省内での出稼ぎが 74%を占めている一方で、海外への出稼ぎが 3.8%とやや高い数値を示しており、これは朝鮮族の韓国への出稼ぎの影響を一部反映していると考えられる。

そこで、第三に、以上の統計分析の限界を踏まえ、朝鮮族の韓国への出稼ぎ形態をフィールドワークにより把握することとし、50 人に対するインタビュー結果を分析した。ここでは、第3章での韓国での出稼ぎ実態に関する分析の前提として、韓国の出稼ぎ者がそれに先立って行った国内出稼ぎの内容を検討した。

これによると、50 人のうち、直接韓国出稼ぎを行った 10 人を除く 40 人が中国内での出稼ぎを行っており、出稼ぎは段階的なものであった。その延べ人数は 64 人であり、韓国出稼ぎを開始する前の短期間でもかなり流動的な就業状態にあったこと、韓国系企業への就職を契機に韓国への稼ぎに向かったケースもあることが明らかになった。

第 2 章　韓国における労働力不足問題と外国人労働力の受入政策の展開

第 2 章では受入側である韓国の政策的背景を朝鮮族の視点で整理した。韓国は「漢江の奇跡」とソウルオリンピックを契機に急激な経済成長をとげ、1990 年前後から労働力不足問題が顕在化した。なかでも建築業と製造業などの単純労働者が不足し、企業規模では中小零細企業で深刻であった。この労働力問題の緩和のために、韓国では産業技術研修制、就業管理制、雇用許可制、訪問就業制など労働力

受入政策を順次導入することになった。

最初の外国人労働者の受入政策は 1991 年であり、韓国政府は中小製造業の労働力確保対策として産業技術研修制度を創設した。これは韓国企業と投資関係あるいは技術提携関係にある海外企業が、技術者または労働者を韓国内の企業に産業研修生として派遣し、研修期間終了後に韓国の国内企業での就業を可能にする制度である。この制度を利用した外国人労働者、特に朝鮮族の多くが長時間の重労働と低賃金、劣悪な勤務環境、人権侵害などに直面した。そのため職場を離脱したが、同時に在留資格を失うため不法滞在者となる者も多かった。

このようにして徐々に増加した不法滞在者の解消のために、2002 年 3 月に「不法滞在防止総合対策」が施行された。同時に「サービス分野就業管理制」が導入された。これは韓国による中国朝鮮族労働者を受入るための初めての政策で、その対象者は韓国に縁故のある中国朝鮮族である。「サービス分野就業管理制」は 2004 年に雇用許可制度が創設された後、その一部である特例雇用許可制に吸収された。韓国における現行の中国朝鮮族労働力の導入制度は雇用許可制に一本化されており、現在利用率が一番高い訪問就業制度も雇用許可制の枠内にある。

また、外国人のなかでも特に朝鮮族に限定した動きとして、1999 年に施行された「在外同胞法」がある。これは韓国国外(中国、旧ソ連を除く)に在住する朝鮮族を「在外同胞」という特別な存在として位置づける法律である。その後、中国および旧ソ連地域の朝鮮族も 2004 年の法改正で「在外同胞」と位置付けられるようになった(注3)。これにより中国朝鮮族が「在外同胞」として韓国へ渡航、就業することが可能になった。さらに 2007 年には訪問就業制が施行され、中国および旧ソ連地域に居住する「外国国籍同胞」のうち、韓国内に親族または戸籍の無い「無縁故同胞」にも就業の機会が付与されるようになったのである。

在留資格制度の緩和の下で、中国朝鮮族はより安定した身分で働けるようになった。訪問就業制度の導入は、朝鮮族を従来の親戚訪問からの不法滞在化、産業研修生からの不法滞在化という流れから救い出し、朝鮮族労働者を「同胞」として位置づけることができた。このことは出稼ぎ労働者の滞在方式にも影響を及ぼしている。

また、韓国の労働市場の側面からは外国人労働者が不可欠となっており、当初の研修生身分から雇用形態へとかじを切ることでその導入を本格化し、不法滞在者を払しょくすることができた。なかでも、朝鮮半島を母国とし言語も同一である中国朝鮮族は最も労働力として適切であった。就業に当たっては国内労働者保護のために業種が制限され、労働力が不足している建築業、製造業、サービス業を対象とし、なかでも中小規模企業への就業を奨励している。朝鮮族の出稼ぎ労働者はこのような制度に適応しながら、自らの出稼ぎ希望を満たしつつ、2016 年には韓国経済活動人口の 2.4%を占めるまでになった。

第 3 章　中国朝鮮族の韓国出稼ぎとその性格

第 3 章では朝鮮族の韓国出稼ぎ像を描いた。外国人労働者に対する韓国側の政策の変化に対応した韓国への移動、出稼ぎの実態を把握することによって彼らの性格を明らかにするのを目的とする。

調査対象者は 50 名であり、いずれも中国から韓国への渡航経験者である。現在も韓国に滞在する者がほとんどであるが、4名が現在は中国に居住している。またこの中にはいくつかの世帯を含んでいる。調査対象者 50 人のうち、男性が 24 人、女性が 26 人で、平均年齢は 44 歳である。

表 3- 1　調査対象者の滞在形態(2016 年 3 月現在)

単位：人

年齢階層	合計	韓国籍		永住権		在外同胞		訪問就業		結婚移民		不法滞在	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
70歳以上	1	1											
60歳以上	6		1			3	2						
50歳以上	10	2	2	1	2	1		1					1
40歳以上	7			3	1	2			1				
30歳以上	21		3		3	2	1	4	7		1		
24歳以上	5			1		2	1	1					
合計	50	3	6	5	6	10	4	6	8		1		1

資料：筆者作成

調査対象者 50 人による韓国への初渡航時の滞在資格は、親戚招聘が 17 人、産業研修制によるものが 7 人、訪問就業制によるものが 13 人、在外同胞の資格が 5 人、その他(旅行、留学、密入国等)が 8 人である。早い時期では親戚招聘や産業研修制度を利用した者が主であったが、いずれも短期滞在資

格であった。親戚招聘は滞在期間が 3 ヶ月のみで就業はできない。また産業研修生は滞在期間が 2 年間であるが給与水準は低い。そのため産業研修制度および親戚招聘による滞在者はより多くの給与所得を求めて不法滞在による長期滞在・就業をすることが多かった。

男性は主に力を要する建築業、農業、製造業への就業が多くみられ、平均就職期間は 17.8 ヶ月であった。転職回数が最も多い№16 は 2001 年 4 月に渡航し、2016 年 3 月まで 8 か所で就業している。従事した職業は、製造業、飲食業、建築業、運搬業など 4 種類である。韓国へ渡航した際は 3 ヶ月短期訪問(視察)の名目で渡航している。妻は研修生としてほぼ同時に渡航している。夫婦それぞれ 7 万元の渡航手数料を支払う必要があり、前渡し金 3 万元を支払い、残りは農村の住宅を担保に 11 万元を借入した。とはいえ、実際の借入金の支払いは韓国での出稼ぎ収入であった。つまり、夫婦二人の出国経費が 14 万元という高額であり、韓国に入国後に不法就業しなければ支払えないわけであり、出国手続きを代行した業者との暗黙の合意があった。№16 は韓国に到着後、すぐ親戚を訪問して近くの酒造会社で 10 日ほど就労した。その後、知人の紹介により焼き肉食堂で働いた。夫婦二人で一緒に働き、妻はホールでのサービス、厨房の料理補助などを行い、№16 本人は焼き鉄板洗いなど比較的重労働に就いた。5ヶ月後、近くの別の工事現場で料理担当者を募集していたことから給料が高いため転職している。6 ヶ月後、妻はそのまま食堂で働かせ、№16 本人は友人の紹介によって建築現場での清掃作業などに2年間従事した。このように 3 年程度、働くことで出国経費は全て返済した。その後友人の紹介によって、ソウルの建築会社に勤めることにした。建設現場での内装作業で、日当は前職の雑務より高く、技術も習得できた。4 年後、新聞広告を見て、配送業に転職した。個人事業主としての冷蔵庫配送の請負であり、一台の配送ごとに 18,000 ウォンが支払われたが、配送用の車両やガソリン代などの費用を支払うと手元に残る収入は少なかった。本人は新聞の儲かるという誇大広告を信じるべきではなかったと後悔している。そのため冷蔵庫の配送業は 1 年程度で廃業してソウルに戻り、2011 年春からは前職とは別の会社で建物の内装作業することにした。2015 年 7 月まで 4 年以上同社で勤務を続けた。その後、内装業者として独立して作業を請負い、妻以外に職員2人を雇用している。

女性の就業経路と就業の特徴

一方、女性の就業は、飲食業、サービス業、製造業が主である。事例をあげると、№25(39 歳)は 1996 年 9 月に韓国に初渡航して以来、2016 年 3 月まで 20 年間一度も中国に戻らず、11 回の転職をしている。はじめは出国資金 5 万元の渡航手数料を斡旋業者に払い、産業研修生として釜山の繊維会社において就業した。1 年後に就業先を退職し、母が居住する慶尚南道蔚山市(1992 年、親戚招聘より渡航)に転居している。2007 年に結婚するまで、およそ 10 年間蔚山市で就業・生活した。最初に就いた職は飲食店(刺身)での接客である。半年後、他の店で働いてみたくなり、近くの飲食店(焼肉)で半年ほど働いた。罹病したため、治療などで 1 年間休職せざるをえなかった。完治後、技術習得を目指して美容室で働いたが、適正がないと思い半年ほどで退職した。その後、飲食店(参鶏湯)で 1 年 3 ヶ月ほど働いたが、肩痛のため退職、次の飲食店(冷麺店)で 1 年 7 ヶ月ほど働いた。しかし、その店が廃業したため、飲食店(刺身)に就業、2 年程働いたが昇給が少ないため、別の夜間営業もしている飲食店(刺身)に転職した。2 年程度働いた後、ソウルで開催される中学校の同窓会に参加するためにソウルに向かった際に不法滞在で摘発され、2006 年末から 2007 年 1 月にかけて 45 日間仁川の刑務所に拘置された。当時韓国に帰化していた中学校時代の友人が結婚相手だと主張したため、1,000 万ウォン程度の罰金支払いで釈放された。その後、蔚山市に戻り、夜間営業の飲食店(刺身)で引き続き働き、2007 年 12 月に正式に結婚した後は、2012 年半ばまでは育児などで就業しなかった。2012 年夏に飲食店(ホルモン焼き)を開店したが経営が行き詰まり、2013 年の春に閉店した。その後、10 時から 14 時までのパートタイムで 1 年ほど働き、2014 年の 11 月からは化粧品の訪問販売員として勤めている。

全体を通していえることは、まず失業者がいないことである。もちろん、各業種のもつ特性により、給料の不安定性は存在する。例えば建築業は仕事の連続性がなく、製造業は会社が受注する量によって生産量が変化し、それに伴い毎日の出勤時間が変動し給与額も変わる。就業先の廃業、事業主との関係悪化、負傷などの客観的な理由を除外すると、事業主より解雇された事例はない。言い換えれば、合法滞在、不法滞在のいずれにしても自らがより条件の良い職業を選択していることが分かる。また、いずれの退職理由であっても失業手当は一切受け取っていない。この点に関しては労働者の権利意識が低いことが要因であると考えられる。労働者の権利意識が低いままである背景として中国の社会制度と韓国における雇用条件がある。

出稼ぎ労働者は 20 歳台から 70 歳台までと年齢層が幅広いことがわかった。1990 年代から 2000 年代初頭までは年長者のみが韓国での親戚の招聘によって滞在が許可されたため、壮年層のみの出稼ぎ

であった。しかし、現在は 20 歳台の若者も渡航可能な制度に変わり、渡航者の子供も早くから韓国で教育を受けることができるようになった。また 60 歳台以上で身体的に就業できない老人も家族と一緒に韓国で生活していることが分かった。その結果、身体的に就業不可の老年層、幼年層も滞在し、家族ごとのマイグレーション現象が見られるようになった。その移動状況を定住、リターンマイグレーション、一時的なマイグレーションと 3 種類に区分した。

韓国での労働環境も全体的には安定しており、給与も上昇し、自営業を営み、雇用労働以上の所得を得る者もいる。これによって住宅環境も屋上、地下等の条件の悪い賃貸住宅から通常の全借住宅を借りる人が増えつつある。このように全借による賃借の存在はある程度長い期間の滞在を予定して韓国に滞在していることを示している。

滞在形態を見ると、かつては親戚招聘、産業研修などが短期間の滞在しか許可されていなかったため、さらに長期間の滞在、就業を望む場合には不法滞在、不法就労をするしかなかった。この時期に初めて韓国へ移動した人の中には少数だが現在でも不法滞在のまま韓国に滞在している人もいる。一方で多くはその後に整備された訪問就業制など諸制度を利用し、不法労働者から正規の外国人労働者としての位置づけを得ている。さらに同胞包容制度が打ち出されたため、単なる労働者ではなく「外国籍同胞」に資格が昇格したため、在留期限、就業範囲等において他の外国人に比べ優遇されている。ただし、現状では就業先は未だに3D 産業が中心となっている。また、一部の国籍取得者、永住権者はもはや韓国への完全な移住を成し遂げたと言える。彼らは内装・建設業や飲食店などの自営業を営んだり、マンションを購入したりするなど生活基盤を整備し、韓国でより安定した生活をしようとする動きが強い。他方で、帰国者や帰国志向を持つ永住権者はすでに帰国しているか、その準備が完了している。この定住者（および準定住者）と帰国者（準帰国者）を除くおよそ半数が依然として「出稼ぎ」状態にある。彼らの将来の居住地は未定のままであり、家族の居住地、法的地位、就業先など生活に関わる様々な条件によって将来の居住地が変わる可能性がある。

このような朝鮮族の韓国への出稼ぎは、農村コミュニティが喪失する程の勢いで、続いている。その結果、中国側では離農跡地が賃貸に出され、比較的大規模な農家が成長を見せるなど、土地流動に伴う一連の影響が出つつある。

第 4 章　中国東北地方における朝鮮族出稼ぎによる集落の農地移動調整

そこで、第4章では朝鮮族の離農跡地の賃貸借関係がどのように形成されているかを朝鮮族集落の形態に即して明らかにし、また、農地を集積する借地農家はどのような性格を持っているのかを課題とした。対象とするのは、吉林省永吉県と輝南県に位置する2つの村の朝鮮族中心の集落である。具体的には口前郷官馬山村の3つの社（旧生産隊）と楼街朝鮮族郷茂盛村の2つの社である。この5つの社の朝鮮族の構成をみると、官馬山村の永豊A・Bの2社はその割合が登録戸数で 74％と 37％であり、準朝鮮族の集落であるといえる。これに対し、官馬山村永豊C社と茂盛E・F社の 3 つは登録戸数のほぼ 100％が朝鮮族であり、朝鮮族の集落であるといえる。この二つの類型に共通して、朝鮮族の現住人口は皆無に等しく、合計 342 戸の戸籍人口に対して在住戸数は5戸に過ぎない。

借地農家の性格をみると、まず準朝鮮族村の農地は社内貸付が多い反面、朝鮮族村の農地はほぼが社外貸し付けとなる。このように準朝鮮族村は社外へ一括賃貸方式で貸付する傾向がみられ、借地料水準とその徴収の安定性は朝鮮族村が上回っていることがわかる。規模としては、朝鮮族村の農地を借入している農家の面積が大きい。兼業状況を見ると5ha を超える農家は専業的性格が強いが、5ha 未満の農家は経営主または家族構成員の兼業が多くなることがわかる。

農地の賃貸借関係を考える場合、集落内に離農跡地の受け手が存在するかどうかが分かれ目となる。一般に、貸借関係は集落内、集落外の順序で広がりを見せるからである。朝鮮族はその移民期から集団移民の形態を取り、あるいは事後的に集住化する傾向があった。これは戦前期には専ら朝鮮族が水田耕作を行ってきた点が背景にある。しかし、第二次大戦後に漢民族も水田経営に参入するようになり、混住化が一定の進展を見せてくる。前者が朝鮮族集落であり、後者が準朝鮮族集落である。

準朝鮮族集落においては、人口流出は主に朝鮮族で起きるから、その離農跡地は漢民族の残存農家によって吸収される（永豊 A 社）。漢民族比率が小さい場合には、賃貸借は集落外にも広がる（永豊 B 社）。ここでは、既存の個別的な人間関係をベースに賃貸借関係が形成されるため、借地条件、借地料は多様性を示し、貸し手市場のもとでの借地競争も相まってその関係は流動的である。借り手の経営規

模も 10ha 未満が圧倒的であり、国有農場地帯とは大きな開きがある（朴[4]）。

これに対し、朝鮮族集落においては農地は全て外部に賃貸されるため、不在地主にとって貸借の形成、安全性は極めて困難である。そのため、残存する集落代表がその調整に乗り出すことになる。永豊 C 社では集落が漢民族集落と混在する 2 重行政のもとに置かれている条件を生かして後者との借地料協定を結んでいる。そのことにより、比較的高い借地料水準と取得の安全性を担保することに成功している。さらに進んだ形態は茂盛村 E 社の事例であり、貸出先と交渉を有利に進めるために貸出先の選定、借地料、支払い時期などを社独自に決定している。また、社単位で農地の区画整理を行っており、借地農家として大規模経営農家を選定している（注4）。同様の動きは隣接する茂盛村 F 社でも計画されている。団地規模の賃貸借をうけた借地農家 20ha 以上層を形成しており、こうした貸し手側の対応は政策的に進められている規模拡大に寄与すると考えられる。

4. 考察

本論では中国の朝鮮族に焦点を当て、彼らの出稼ぎの過程と出稼ぎによる影響を解明することが目的であった。

まず、受入れ先である韓国側においては、朝鮮族の出稼ぎによって労働力を補填してきた。とくに韓国国民が忌避する3D産業において労働力不足問題がほぼ解消され、朝鮮族は今日の韓国労働市場において重要な存在となっている。これには、韓国側の労働力受入規制を緩和し、労働者の一部においては永久的な滞在を認める事実がある。現在、彼らは従来の3D 産業への就業だけではなく、安定的な事務職に就き、あるいは自営業を営み、就業範囲の拡大と法的地位を向上させている。他方、朝鮮族の出稼ぎ期間が長期化することによって、農地は耕作権を保有したまま農作業は行わず、中国各都市での就業、韓国への出稼ぎを繰り返す者が大多数である。この中には、出稼ぎ先の韓国で定住した者や、中国の都市部に戻って定住した者もいる。これらを類型化すると、定住者、リターンマイグレーション、一時的なマイグレーションがある。共通点としては、いずれのパターンも中国側の農地を貸出したまま、放置していることである。

一方、送出元である中国の東北農村部では朝鮮族の不在化による深刻な農村空洞化現象が起きている。新中国の成立とともに、朝鮮族の大多数は東北地方の農村地域に集居しながら、主に営農活動を行ってきた。しかし、彼らの中国沿海地域や韓国への出稼ぎ、移動によって、朝鮮族を構成員とする村では農地は賃貸に出されている。事例として取り上げた村では、空き屋の増加と村民の不在により、単独の村としての存続が困難になり、隣接する漢民族の村に吸収合併されている。特に永豊 A 社は、村民の長期不在と自然災害により、全社を移転しているうちに社内の朝鮮族はさらに消失しつつある。

このような状況の中、農地の保有権問題が懸念される。第一に、朝鮮族が安定的に賃貸借契約を継続する場合でも、1998 年から実施している「保有権の 30 年間の固定」制度の終了時に如何なる保有権の設定が行われるかが不透明である。第二に、出稼ぎ先の条件が変化し、朝鮮族の農家が帰村した場合、特に相対契約の場合には、農地の利用調整が難しくなるケースが発生するであろう。これは、担い手が完全に不在である内陸部からの出稼ぎ地域とは異なる東北地方の特徴である。何れにしても、保有権をめぐる法整備が必要である。第三に、農地の賃貸借関係の構築がまだ未熟である。準朝鮮族集落においては、個々の人間関係による賃貸借関係で、借地条件が不安定になっている。一方、朝鮮族村では社単位で代表が調整することで、ある程度安定した賃貸借関係を構築している。しかし、貸主に耕作権はあるものの所有権は集団所有であるため期限等不安定要素が残っている。貸出先としては規模拡大しても農地に係る投資には慎重に行う必要がある。

出稼ぎ移動、移住の主体である朝鮮族はコリアンドリームをもって祖先の故国へ向かったが、当初は不法労働者としての存在が多数を占めた。現在は滞在資格制度が緩和され、少数の定住者を除き、出稼ぎを繰返している。彼らは韓国政府から「同胞」と承認されるものの、実質的に外国人労働者として位置づけられ、25 年が経過した現在でも「よそ者」扱いされ、生活、就業等に対する満足度が低く、今後の行方について保留している者が大多数存在している。このような問題を解消するためには、受入側としての社会福祉環境の整備、就業制限の取り払い等が必要である。

一方、中国でも生活、就業の主な舞台であった農村地域を完全に離れている。このことによって、農村共同体が失われつつあり、また、中国の大都市に居住するものは漢民族に同化され、アイデンティティー

を喪失しつつある。朝鮮族は元の生活の場を離れ、中国の沿海地域や韓国へ移住するなかで、新環境と擦り合わせ、新しいネットワークを築き上げ、帰属感を作り上げている。彼らは中国で生まれ育ち、中国の教育を受けたが、韓国にルーツを持ち、憧れを感じたため、出稼ぎ生活を繰り返してきた。彼らは中国と韓国という二つの社会に同時に帰属しながら、両方の影響を共に受けつつ、どちらにも完璧に帰属しない「境界人」の生活を過ごしている。住居地と職場は頻繁に変えていく過程で新しい共同体が生まれる一方、元の農村共同体は消滅しつつある。しかし、その連帯感は必ずしも強くなく、中韓両国の人波の中に埋没されることが懸念されているのである。

注

(注1) 1985 年 9 月、中国国家民族事務委員会は一部地方の質疑に対する答申に"民族区域自治の民族比率は総人口の中で多い比率を占める必要がある。しかし、一部の特殊地方は多数を占めていない場合でも 30%以下は承認できない"と説明している。(www.seac.gov.cn/gimw/w)
(注2) 「マージナル・マン」はマージナル・マン境界人とも呼ばれ、人間生態学の創始者 R.E.パークの造語である。一人の中に二つ以上の文化があり、多重のアイデンティティーを持ち、自らがそれを整理しようとする人々である。
(注3) 韓国では 1999 年に「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」(以下「在外同胞法」とする)が公布、12 月に施行された。2015 年 1 月の最新版まで 15 回に改正されてきた。2004 年に改正された同法は、外国人労働者の受入政策における憲法的な存在であるといえる。当初、同法案第 2 条1第 2 号および同法施行令第 3 条1は 1948 年の韓国政府成立以前に海外に移住した者およびその親族を「在外同胞」の範疇から除外していた。それに対し、1999 年 8 月 12 日に法案が韓国臨時国会を通過した直後、中国朝鮮族の趙氏他 2 人1が当該法律で定める便益を得られず人間としての尊厳と価値および幸福追求権(韓国憲法第 10 条)、平等権(韓国憲法第 11 条)を侵害されたと主張し、韓国憲法裁判所に提訴した。これに対し、2001 年 11 月末に憲法裁判所では原告側の主張を認め、韓国憲法第 11 条の平等原則に違反するとして「在外同胞法」の「憲法違反」との判決を下した。そして、2003 年 12 月末までに法律および関連法令、規則の改正を求めた。
(注4)同様の実態については、李[5]を参照のこと。

引用・参考文献(一部抜粋)

[1]倉田和四生(1992)「人口移動論」『社会学部紀要』第 65 号:pp.7－32.(日本語)
[2]倉橋重史(1980)「マージナルマンの問題」『桃山学院大学社会学論文集』:pp.347－370.(日本語)
[3]重松伸司(1995)「国際移民研究の課題と動向―南アジア移民研究との比較視座」『国際開発研究フォーラム 2』:pp.265－275. (日本語)
[4]朴紅(2015)『中国国有農場の変貌 巨大ジャポニカ米産地の形成』筑波書房.(日本語)
[5]李明権(2004)「中国における農地流動化と農地配分の団地化－吉林省延辺朝鮮族自治州の実態分析を中心に－」『アジア太平洋レビュー』1 号:pp.2-14.(日本語)
[6]E.G.Ravenstein(1885)「The Law of Migration」『Journal of the Statistical Society of London』Vol.48 No.2:pp.167－235. (英語)
[7]Simmel G,Soziologie S.509.Park R.E[Human Migration and the Maginal」. (英語)
[8]Stonequist,E.V.(1937)『The Marginal Man』:pp.217. (英語)
[9]Robert E.Park(1928)「Human Migration and the Marginal Man」『American Journal of Sociology』Vol.33 No.6:pp.881－893. (英語)